

第3回弘前・岩木・相馬市町村合併協議会 会議録

日 時：平成17年1月30日(日)

午後1時30分

場 所：岩木文化センター ホール

出席者

会 長 金澤 隆

副会長 田中 元 山内良衛

委 員

弘前市

藤田 喜代一 町田 藤一郎 藤田 隆司 長内 正宏 新戸部 満男

岩木町

村上 忠幸 小山内 稔 石田 純一 對馬 孝夫 石田 芳美
山城 正子

相馬村

成田 柁雪 清野 一榮 栗形 昭一 山崎 隆穂 宮川 正道
三上 昇

青森県

木村 宗敬

欠席委員

石木田 正三郎(弘前市)

会議項目

協議事項

- (1) 協議第 17 号 一般職の職員の身分の取扱いについて
- (2) 協議第 18 号 特別職の職員の身分の取扱いについて
- (3) 協議第 19 号 条例・規則等の取扱いについて
- (4) 協議第 20 号 事務組織及び機構の取扱いについて
- (5) 協議第 21 号 一部事務組合等の取扱いについて
- (6) 協議第 22 号 国民健康保険事業の取扱いについて
- (7) 協議第 23 号 介護保険事業の取扱いについて
- (8) 協議第 24 号 消防団の取扱いについて
- (9) 協議第 25 号 男女共同参画推進関係事業について
- (10) 協議第 26 号 姉妹都市・国際交流関係事業について
- (11) 協議第 27 号 広報広聴関係事業について
- (12) 協議第 28 号 住民活動関係事業について
- (13) 協議第 29 号 情報化関係事業について
- (14) 協議第 30 号 交通関係事業について
- (15) 協議第 31 号 消防防災関係事業について
- (16) 協議第 32 号 納税関係事業について
- (17) 協議第 33 号 住民生活・防犯関係事業について

第 4 回協議会の協議事項

- (1) 協議第 34 号 電算システムの取扱いについて
- (2) 協議第 35 号 住民基本台帳・戸籍関係業務について
- (3) 協議第 36 号 環境衛生関係事業について
- (4) 協議第 37 号 商工関係事業について
- (5) 協議第 38 号 観光関係事業について
- (6) 協議第 39 号 農林水産関係事業について
- (7) 協議第 40 号 社会福祉関係事業について
- (8) 協議第 41 号 障害者福祉関係事業について
- (9) 協議第 42 号 高齢者福祉関係事業について
- (10) 協議第 43 号 児童母子福祉関係事業について
- (11) 協議第 44 号 健康推進関係事業について
- (12) 協議第 45 号 建設関係事業について
- (13) 協議第 46 号 都市計画関係事業について

事務局長 第3回弘前・岩木・相馬市町村合併協議会を開催いたします。私は本日の司会進行役を務めさせていただきます事務局長の須藤と申します。よろしくお願いいたします。
それではまずはじめに会長からごあいさつがございます。

会 長 第3回協議会の開催にあたりごあいさつを申し上げます。
本日はご多用のところご出席をいただきましてありがとうございます。
1月16日に相馬村で開催されました第2回協議会では、新市建設計画の原案をはじめ8項目について確認をいただきました。
本日は協議事項17件と第4回協議会での協議事項13件の説明を予定しております。
委員のみなさまには忌憚のないご意見やご提言をお願い申し上げましてごあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

事務局長 会議に入ります前に配付資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

事務局長 それでは次第に従いまして会議を進めさせていただきます。
会議の進行は規約第11条第2項により、会長に議長をお願いいたします。

議長(会長) しばらくの間、議長を務めさせていただきます。ご協力の程、よろしくお願いいたします。
それではまず次第3の協議事項でございますが、(1)協議第17号から(17)協議第33号までは、前回の協議会で事務局から提案文と資料の説明をし、質疑応答を行ってまいりましたが、再度一括してご質問をお受けし、そのあとで1件ずつ協議してまいりたいと思います。
それでは(1)協議第17号から(17)協議第33号までについてご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

三上 昇委員 協議第21号についてなんですけども、合併の日の前日をもって脱退する事務組合の中に、青森県市町村職員退職手当組合が入ってますけども、青森県市町村職員退職手当組合を脱退した場合、新市において単独で対応することになりますけども、退職者が大幅に増加した場合の対応をどのように考えているかお聞かせください。

事務局 財政専門部会の桜田といいます。よろしくお願いいたします。
ただいまの質問、新市になって脱退して、退職者が増加した場合の対応ということでございますけれども、弘前市は青森市、それから八戸市とともに3市、これまでも退職手当組合には加入してきておりませんでした。それで弘前市の対応といたしましては、毎年中期財政計画というのを今後5年間ということでローリングして作ってご

ざいまして、その中に今後の退職者数の見込み、それから退職手当額等を計上いたしまして、財政運営に支障がないように、そのあたり増加も当然でございますけれども、基金残高を確保する等の対応でいままで対応してきてございましたので、新市になりましてもそのような対応になるかと考えてございます。以上です。

議長（会長） その他にご質問ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ないようでございます。

それでは1件ずつ協議をしてまいります。

（1）協議第17号 一般職の職員の身分の取扱いについて協議をいただきます。どうぞご意見をお願いいたします。

（なしの声）

議長（会長） ないようでございますのでお諮りいたします。

一般職の職員の身分の取扱いについては、本日の会議で確認をいただきたいと思えます。原案のとおりでご異議ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ご異議がございませんので、一般職の職員の身分の取扱いについては、原案のとおりとすることで確認をいただきました。

次に（2）協議第18号 特別職の職員の身分の取扱いについて協議をいただきます。ご意見をお願いいたします。

（なしの声）

議長（会長） ご意見がございませんのでお諮りいたします。

特別職の職員の身分の取扱いについては、本日の会議で確認をいただきたいと思えますが、原案のとおりでご異議ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ご異議がございませんので、特別職の職員の身分の取扱いについては、原案のとおりとすることで確認をいただきました。

次に（3）協議第19号 条例・規則等の取扱いについて協議をいただきます。どうぞご意見をお願いいたします。

(なしの声)

議長(会長) ご意見がございませんのでお諮りいたします。
条例・規則等の取扱いについては、本日の会議で確認をいただきますが、原案のとおりでご異議ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ご異議がございませんので、条例・規則等の取扱いについては、原案のとおりとすることで確認をいただきました。
次に(4)協議第20号 事務組織及び機構の取扱いについて協議をいただきます。どうぞご意見をお願いいたします。

(なしの声)

議長(会長) ご意見がございませんのでお諮りいたします。
事務組織及び機構の取扱いについては、本日の会議で確認をいただきたいと思いますが、原案のとおりでご異議ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ご異議がございませんので、事務組織及び機構の取扱いについては、原案のとおりとすることで確認をいただきました。
次に(5)協議第21号 一部事務組合等の取扱いについてご協議をいただきます。ご意見をお願いいたします。

(なしの声)

議長(会長) ご意見がございませんのでお諮りいたします。
一部事務組合等の取扱いについて、本日の会議で確認をいただきたいと思いますが、原案のとおりでご異議ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ご異議がございませんので、一部事務組合等の取扱いについては、原案のとおりとすることで確認をいただきました。
次に(6)協議第22号 国民健康保険事業の取扱いについてご協議をいただきます。どうぞご意見をお願いいたします。

(なしの声)

議長（会長） ご意見がございませんのでお諮りいたします。
国民健康保険事業の取扱いについては、本日の会議で確認をいただきたいと思いますが、原案のとおりでご異議ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ご異議がございませんので、国民健康保険事業の取扱いについては、原案のとおりとすることで確認をいただきました。

次に（７）協議第２３号 介護保険事業の取扱いについてご協議をいただきます。どうぞご意見をお願いいたします。

（なしの声）

議長（会長） ご意見がございませんのでお諮りいたします。
介護保険事業の取扱いについては、本日の会議で確認をいただきたいと思いますが、原案のとおりでご異議ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ご異議がございませんので、介護保険事業の取扱いについては、原案のとおりとすることで確認をいただきました。

次に（８）協議第２４号 消防団の取扱いについてご協議をいただきます。ご意見をお願いいたします。

（なしの声）

議長（会長） ご意見がないようでございますのでお諮りいたします。
消防団の取扱いについては、本日の会議で確認をいただきたいと思いますが、原案のとおりでご異議ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ご異議がございませんので、消防団の取扱いについては、原案のとおりとすることで確認をいただきました。

次に（９）協議第２５号 男女共同参画推進関係事業についてご協議をいただきます。ご意見をお願いいたします。

（なしの声）

議長（会長） ご意見がございませんのでお諮りいたします。
男女共同参画推進関係事業については、本日の会議で確認をいただきたいと思いますが、原案のとおりでご異議ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ご異議がございませんので、男女共同参画推進関係事業については、原案のとおりとすることで確認をいただきました。

次に（１０）協議第２６号 姉妹都市・国際交流関係事業についてご協議をいただきます。ご意見をお願いいたします。

（なしの声）

議長（会長） ご意見がございませんのでお諮りいたします。
姉妹都市・国際交流関係事業については、本日の会議で確認をいただきたいと思いますが、原案のとおりでご異議ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ご異議がございませんので、姉妹都市・国際交流関係事業については、原案のとおりとすることで確認をいただきました。

次に（１１）協議第２７号 広報広聴関係事業についてご協議をいただきます。どうぞご意見をお願いいたします。

（なしの声）

議長（会長） ご意見がないようでございますのでお諮りいたします。
広報広聴関係事業については、本日の会議で確認をいただきたいと思いますが、原案のとおりでご異議ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ご異議がございませんので、広報広聴関係事業については、原案のとおりとすることで確認をいただきました。

次に（１２）協議第２８号 住民活動関係事業についてご協議をいただきます。どうぞご意見をお願いいたします。

（なしの声）

議長（会長） ご意見がないようでございますのでお諮りいたします。

住民活動関係事業については、本日の会議で確認をいただきたいと思いますが、原案のとおりでご異議ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ご異議がございませんので、住民活動関係事業については、原案のとおりとすることを確認をいただきました。

次に(13)協議第29号 情報化関係事業についてご協議をいただきます。どうぞご意見をお願いいたします。

(なしの声)

議長(会長) ご意見がないようでございますのでお諮りいたします。

情報化関係事業については、本日の会議で確認をいただきたいと思いますが、原案のとおりでご異議ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ご異議がございませんので、情報化関係事業については、原案のとおりとすることを確認をいただきました。

次に(14)協議第30号 交通関係事業についてご協議をいただきます。ご意見をお願いいたします。

(なしの声)

議長(会長) ご意見がないようでございますのでお諮りいたします。

交通関係事業については、本日の会議で確認をいただきたいと思いますが、原案のとおりでご異議ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ご異議がございませんので、交通関係事業については、原案のとおりとすることを確認をいただきました。

次に(15)協議第31号 消防防災関係事業についてご協議をいただきます。ご意見をお願いいたします。

(なしの声)

議長(会長) ご意見がないようでございますのでお諮りいたします。

消防防災関係事業については、本日の会議で確認をいただきたいと思いますが、原

案のとおりでご異議ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ご異議がございませんので、消防防災関係事業については、原案のとおりとすることを確認をいただきました。

次に(16)協議第32号 納税関係事業についてご協議をいただきます。どうぞご意見をお願いいたします。

(なしの声)

議長(会長) ご意見がないようですのでお諮りいたします。

納税関係事業については、本日の会議で確認をいただきたいと思います。原案のとおりでご異議ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ご異議がございませんので、納税関係事業については、原案のとおりとすることを確認をいただきました。

次に(17)協議第33号 住民生活・防犯関係事業についてご協議をいただきます。どうぞご意見をお願いいたします。

(なしの声)

議長(会長) ご意見がございませんのでお諮りいたします。

住民生活・防犯関係事業については、本日の会議で確認をいただきたいと思います。原案のとおりでご異議ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ご異議がございませんので、住民生活・防犯関係事業については、原案のとおりとすることを確認をいただきました。

協議事項は以上で終了いたしました。

次に次第4 第4回協議会の協議事項に入りますが、続けてやってよろしゅうございますか。

(はいの声)

議長(会長) それでは続けて協議してまいります。

ここからの案件については、本日事務局から説明をし、その後みなさまからご質問

をいただき、次の第4回協議会で協議し、確認をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

それでは次第4の(1)協議第34号 電算システムの取扱いについて事務局から説明してください。

事務局

協議第34号 電算システムの取扱いについてであります。

まず、1ページの提案文を読み上げます。

電算システムの取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 住民基本台帳、地方税、医療の基幹業務システムについては、合併時において、弘前市のシステムを基本に統合する。
- 2 基幹業務以外のシステムについては、弘前市のシステムを基本としつつ、個別業務毎にその内容・統合時期を調整する。
- 3 電算システムの運用にあたっては、住民サービスの向上に配慮しながら新市において計画的な整備を図る。

以上が提案内容であります。

2ページをご覧ください。

2ページの各自治体の現況欄には、3市町村で使用しているホストコンピュータの機種名と、電算システムを利用している業務を示してございます。

表の左にございます業務、住民基本台帳、地方税、医療の各業務について、合併時において、弘前市のシステムを基本に統合いたします。

そのほか、3市町村では、福祉や各種使用料をはじめ、さまざまな業務に電算システムを利用しておりますが、これら基幹業務以外のシステムについては、弘前市のシステムを基本としつつ、個別業務ごとにその内容や統合時期を調整してまいります。

いずれにしても、この電算システムの運用については、住民サービスの向上に配慮し、その効果と必要性を総合的に判断しながら、計画的に整備していくこととなります。

以上で説明を終わります。

議長(会長)

ただいまの説明についてご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

(なしの声)

議長(会長)

ご質問がないようでございますので、次に移ります。

それでは次に(2)協議第35号 住民基本台帳・戸籍関係業務について、事務局から説明してください。

事務局

協議第35号 住民基本台帳・戸籍関係業務についてであります。

まず、1ページの提案文を読み上げます。

住民基本台帳・戸籍関係業務について、次のとおり提案する。

- 1 住民基本台帳・戸籍関係の手数料については、岩木町の例により、合併時に統

合する。

2 窓口時間延長については、弘前市の例により、合併時に統合する。

3 総合案内については、現行どおり新市に引き継ぐ。

4 外国人登録関係事務については、合併時に本庁において取り扱う。

以上が提案内容であります。

詳細についてご説明いたしますので、次のページをお開きください。

2 ページは、住民基本台帳・戸籍関係の手数料についてであります。

各種証明書の交付事務の中で、3市町村で異なっている手数料があります。

調整方針は、「岩木町の例により合併時に統合する。」で、手数料を統一しようとするものであります。

3 ページをお開きください。

窓口時間の延長についてであります。

現在は、弘前市と岩木町が実施しておりますが、業務内容や職員体制が異なっております。

調整方針は「弘前市の例により、合併時に統合する。」で、弘前市で行っている事務内容に対応できる職員体制を整え、岩木町と相馬村でも同じように取り扱おうとするものであります。

4 ページをお開きください。

総合案内についてであります。

現在は、弘前市と岩木町が総合案内の場所を設置しており、相馬村は特に総合案内の場所を設置しておりませんが、住民福祉課で総合案内の対応をしております。

調整方針は「現行どおり新市に引き継ぐ。」で、合併後も総合案内の住民サービスを続けようとするものであります。

5 ページをお開きください。

外国人登録関係事務についてであります。

現在は、3市町村で同じ業務内容で事務を行っており、それぞれで外国人登録原票で管理しております。

調整方針は、「その他」で、事務効率の向上を図る上で本庁において外国人登録原票を一元管理し、事務を取り扱おうとするものであります。以上で説明を終わります。

議長（会長）

ただいまの説明について、ご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

（なしの声）

議長（会長）

ご質問がないようでございますので、それでは次に移ります。

次に（3）協議第36号 環境衛生関係事業について、事務局から説明してください。

事務局

協議第36号 環境衛生関係事業についてであります。

まず、1ページの提案文を読み上げます。

環境衛生関係事業について、次のとおり提案する。

1 ごみ収集について

(1) 可燃・不燃・大型ごみの収集については、弘前市の例により、平成18年度に統合する。

(2) 資源ごみの収集については、平成20年度をめどに再編する。

(3) 収集場所については、現行どおり新市に引き継ぐ。

2 斎場の管理運営については、現行どおり新市に引き継ぐ。

3 公営墓地の管理運営については、現行どおり新市に引き継ぐ。

以上が提案内容であります。

詳細についてご説明いたしますので、次のページをお開きください。

2 ページは、ごみ収集についてであります。

現在は、3市町村とも12分別を行っておりますが、ごみの収集回数などが多少異なっております。

可燃・不燃ごみの収集については、弘前市の例により、合併の翌年度に統一しようとするものであります。また、大型ごみについては、岩木町と相馬村でこれまで収集しておりませんでした。平成18年度から弘前市の例により月1回収集しようとするものであります。

資源ごみについては、収集回数等の見直しを含め、平成20年度をめどに再編しようとするものであります。

収集場所については、現行どおりとするものであります。

3 ページをご覧ください。

上段は、斎場についてであります。

現在、斎場は弘前市にのみ設置されており、現行どおり新市に引き継ぐというものであります。使用料につきましては、旧弘前市の区域内外で較差を設けておりますが、これを新市の区域から見た内外の区分とするものであります。

3 ページ下段をご覧ください。

公営墓地についてであります。

公営墓地も弘前市にのみ設置されておりますが、現行どおり新市に引き継ぐというものであります。以上で説明を終わります。

議長（会長） ただいまの説明について、ご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

藤田隆司委員 弘前の藤田と申しますが、これは提案の内容ということになるかどうか。
例えばいまの提案の中でゴミの収集について、「平成18年度に統合する」という、「統合」するという内容とか、バラバラと見てみますと、「18年度に再編をする」ということが出てまいります。きょうの一貫した提案の仕方は、「18年度に統合する」というのは、平成18年4月1日から実施をするという読み方の認識でいいのかどうか、その辺について明らかにしていただきたいと思っております。以上であります。

事務局 全体的な話でございますので事務局の方からお答えいたします。

ただいま藤田委員の方からございましたけども、まさしく「平成18年度に統合する」というのは、平成17年度中に全部調整してしまって、平成18年4月1日から実施するという意味合いでございます。ちなみにここに「平成20年度のめどに再編する」というのもございますけども、これも平成19年度中に調整を済ませて、そして平成20年度から統一した基準で実施していくと。この「再編」という言葉は、みなさんのところで全部違って、新たな基準で進めていくと理解していただきたいと思っております。以上でございます。

議長（会長） その他にご質問ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ないようでございますので、それでは次に移ります。

（4）協議第37号 商工関係事業について、事務局から説明してください。

事務局

協議第37号 商工関係事業についてであります。

まず、1ページの提案文を読み上げます。

商工関係事業について、次のとおり提案する。

1 商業振興イベント補助については、現行どおり新市に引き継ぐ。

2 中小企業事業資金融資については、現行の融資枠（3市町村合算分）を限度に、弘前市の例により、平成18年度に統合する。

3 商工業活性化利子補給事業については、弘前市の例により、平成18年度に統合する。

4 信用保証料補助金については、弘前市の例により、平成18年度に統合する。

5 工場等設置奨励制度については、平成20年度をめどに再編する。

6 雇用促進対策については、弘前市の例により、平成18年度に統合する。

以上が提案内容であります。

2ページをご覧ください。

2ページは、商業の振興と地域の活性化を図るためのイベントに対し、事業費の一部を補助する「商業振興イベント補助」の現況についてであります。

弘前市が2件、岩木町が1件ありますが、それぞれ補助名称、補助金の交付先、補助対象事業の内容、補助金の算定基礎及び、平成16年度補助金額を示しております。

調整方針は、「商業振興イベント補助については、現行どおり新市に引き継ぐ。」としようとするものであります。

3ページをご覧ください。

3ページは、中小企業者等へ円滑な資金提供を行うことにより、経営の安定と地元産業の振興を図る「中小企業事業資金融資」の現況についてであります。

表は、3市町村において実施している融資制度の一覧を示しております。

調整方針は、中小企業事業資金融資については、現行の融資枠（3市町村合算分）を限度に、平成18年度から、弘前市の例により統合しようとするものであります。

4ページをご覧ください。

4ページは、中小企業者の近代化と経営の安定化を図るため、制度融資の利子を補助する「商工業活性化利子補給事業」の現況についてであります。

弘前市だけが実施しておりますが、市独自の対象融資制度が2件と、県の中小小売業等振興資金特別保証融資に対する利子補給事業について、合わせて実施していることを示しております。

調整方針は、商工業活性化利子補給事業については、平成18年度から、弘前市の例により統合しようとするものであります。

5ページをご覧ください。

5ページは、県及び市町村の制度融資を受けた中小企業者に対し、事業資金の保証を行い企業経営の安定に資する「信用保証料補助金」の現況についてであります。

弘前市だけが実施しておりますが、市独自の特別補償融資に対する保証料補助が1件と、県による2件の融資制度に対する保証料補助について、合わせて実施していることを示しております。

調整方針は、信用保証料補助金については、平成18年度から、弘前市の例により統合しようとするものであります。

6ページをご覧ください。

6ページは、工場等の立地を促進するため、一定の要件を満たす企業に対し優遇制度により側面支援する「工場等立地奨励制度」の現況についてであります。

3市町村が実施している立地奨励金、雇用奨励金、優遇税制及び斡旋、協力などその他の優遇制度の有無について、印で示しております。

調整方針は、「工場等設置奨励制度については、平成20年度をめどに再編する。」としようとするものであります。

7ページをご覧ください。

7ページは、雇用奨励金の交付と雇用対策協議会の運営補助により、雇用の創出と安定を図る「雇用促進対策」の現況についてであります。

雇用奨励金制度は、弘前市が3種類、岩木町が1種類となっておりますが、それぞれの制度について、交付対象者、奨励金の内容等を示しております。

また、雇用対策協議会の運営補助は、弘前市のみが25万円の補助を実施していることを示しております。

調整方針は、雇用奨励金制度については、平成18年度から、弘前市の例により統合しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

議長（会長）

ただいまの説明について、ご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

（なしの声）

議長（会長）

質問がないようでございます。
それでは次に移ります。

(5) 協議第38号 観光関係事業について、事務局から説明してください。

事務局

協議第38号 「観光関係事業について」でございます。

まず、1ページの提案文を読み上げます。

観光関係事業について、次のとおり提案する。

1 観光関係行事、イベントについては、現行どおり新市に引き継ぐ。

ただし、平成20年度をめぐり、事業内容及び補助金、負担金等について見直しする。

2 温泉利用施設及び観光施設の管理運営については、現行どおり新市に引き継ぐ。なお、新市において、効率的な管理運営方法を検討する。

以上が提案内容でございます。

2ページをご覧くださいと思います。

2ページは、「観光関係行事、イベント」について、3市町村で実施されておりますそれぞれの行事、イベントを示してございます。

弘前市は、「弘前さくらまつり」、「弘前ねぶたまつり」、「弘前城菊と紅葉まつり」、「弘前城雪燈籠まつり」のほか、「津軽の食と産業まつり」、「つがる～あどの祭り」などを実施しております。

岩木町では、「レッツウォークお山参詣」のほか、「青森県岩木町全国凧揚げ大会」、「津軽山唄全国大会」、「チャレンジヒルクライム岩木山」や、「青森県ジュニアアルペンスキー大会」、「岩木山選抜ジャイアントスラローム大会」などスキー大会を実施しております。

相馬村では、「星まつりインそうま」、「ろうそくまつり」を実施してございます。

次の3ページでは、これら行事、イベントについて、実施概要、補助金等交付先、平成16年度交付見込額を示してございます。

調整方針でございますけれども、「観光関係行事、イベントについては、現行どおり新市に引き継ぐ。ただし、平成20年度をめぐり、事業内容及び補助金、負担金等について見直しする。」としようとするものでございます。

4ページをご覧ください。

4ページは「温泉利用施設管理運営」の現況についてであります。

岩木町及び相馬村が有している温泉利用施設として、岩木町が「アソベの森いわき荘」、相馬村が「星と森のロマンピア」、「相馬村保養センター」について、それぞれの管理運営主体、宿泊・休憩施設料金、温泉入浴料などを示してございます。

5ページをご覧ください。

5ページは観光施設管理運営の現況についてでございます。

3市町村が有しております観光施設名及び、それぞれの管理運営主体を示してございます。

また、次の6ページでは、条例で規定しております各施設の使用料、利用料について示してございます。

温泉利用施設及び観光施設の管理運営に関する調整方針は、「現行どおり新市に引き継ぐ。なお、新市において、効率的な管理運営方法を検討する。」としようとする

ものでございます。以上で説明を終わります。

議長（会長） ただいまの説明についてご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ご質問がございませんので、それでは次に移ります。
（６）協議第３９号 農林水産関係事業について、事務局から説明してください。

事務局 協議第３９号 「農林水産関係事業について」であります。
まず、１ページの提案文を読み上げます。
農林水産関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 都市と農村の交流事業については、平成２０年度をめどに再編する。
- 2 津軽・生命科学活用食料特区については、平成２０年度をめどに再編する。
- 3 トレーサビリティシステム導入促進対策事業費補助については、弘前市の例により、平成１８年度に統合する。
- 4 転作団地化支援事業については、弘前市の例により、平成１８年度に統合する。
- 5 生産振興総合対策事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 6 振興作物生産対策事業については、平成１８年度に再編する。
- 7 りんご性フェロモン導入推進事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 8 土地改良事業の経費の賦課徴収については、弘前市・岩木町の例により、平成１８年度に統合する。
- 9 農道水路等改良事業費補助金については、平成１８年度に再編する。

以上が提案内容であります。
詳細についてご説明いたしますので、次のページをお開きください。
２ページは、都市と農村の交流事業についてであります。
この事業は、農家と消費者との交流を深め、農業の活性化と農家の収入増を目的とした事業であります。
現在は、３市町村で実施していますが、事業の推進手法がそれぞれ異なっております。
調整方針は、「合併後、平成２０年度をめどに再編する。」で、事業推進の組織作りとそのネットワーク化等を検討し、平成２０年度から統一しようとするものであります。
３ページをお開きください。
津軽・生命科学活用食料特区についてであります。
この事業は、地域経済の活性化の障害となっている規制等を特定の地域に限り撤廃・緩和して地域経済の活性化を図ることを目的とした事業であります。
現在は、弘前市と岩木町が実施しておりますが、規制緩和措置が異なっております。
調整方針は「合併後、平成２０年度をめどに再編する。」で、３市町村の現状を

把握し、平成20年度には統一しようとするものであります。

4ページをご覧ください。

トレーサビリティシステム導入促進対策事業費補助についてであります。

この事業は、農産物の生産方法等の情報を消費者に提供するためのシステム化に取り組む農業団体等を支援することを目的とした事業であります。

現在は、弘前市のみで実施しております。

調整方針は、「弘前市の例により翌年度に統合する。」で、今後、消費者の安全、安心に対する関心が一層高まることが予想されることから、弘前市の例により、平成18年度から統合しようとするものであります。なお、この事業の補助金は全額国庫補助で市の持ち出しはございません。

5ページをお開きください。

転作団地化支援事業についてであります。

この事業は、一定の基準面積を超えて転作田の連坦化及び土地利用集積による生産調整に取り組む転作協議会等にその経費の一部を補助するものであります。

現在は、弘前市だけが実施しております。

調整方針は、「弘前市の例により翌年度に統合する。」で、地域水田農業の振興上、平成18年度から統合しようとするものであります。

6ページをご覧ください。

生産振興総合対策事業についてであります。

この事業は、農産物の生産から流通までの一貫した産地体制確立のための事業を行う農業団体等に補助する制度であります。

現在は、3市町村とも実施しており、ハード事業は3市町村とも同じ基準で実施しており、ソフト事業は相馬村だけが補助金の高上げをしております。

調整方針は、「現行どおり新市に引き継ぐ。」で、ハード事業の農業生産総合対策条件整備事業は当面、現行どおり実施し、ソフト事業のブランドニッポン農産物供給体制確立事業は、弘前市の例により、平成20年度には統一しようとするものであります。

7ページをお開きください。

振興作物生産対策事業についてであります。

この事業は、地域の自然条件や特徴を生かした新規作物や優良品種の導入により、農業振興を図ることを目的とした補助制度であります。

現在は、岩木町と相馬村が実施しておりますが、対象作物及び補助率は異なっております。

調整方針は、「翌年度に再編する。」で、事業効果を精査しながら、新市における地域特産物の生産振興を図るため、地域の実情に応じた助成制度として平成18年度から再編しようとするものであります。

8ページをお開きください。

りんご性フェロモン導入推進事業についてであります。

この事業は、りんごの害虫防除回数の削減につながるりんご性フェロモン剤の導入普及を図る目的で、その導入に要する経費に対して補助する事業であります。

現在は、3市町村とも実施していますが、補助対象となるりんご性フェロモン剤が異なっております。

調整方針は、「現行どおり新市に引き継ぐ。」で、当面、補助率を3市町村現行の3分の1で実施していき、補助対象となるりんご性フェロモン剤については、地域の実情を考慮しつつ検討していくという提案内容であります。

9ページをお開きください。

土地改良事業の経費の賦課徴収についてであります。

この事業は、市町村が土地改良事業を行う場合に、事業に要する経費の一部を関係する者から金銭等を徴収して行う事務であります。

現在は、弘前市と岩木町は、事業の一部を分担金として徴収し、相馬村は徴収せず、全額村負担で実施しております。

調整方針は、「弘前市・岩木町の例により翌年度に統合する。」で、平成18年度から統一して分担金を徴収しようとするものであります。

10ページをご覧ください。

農道水路等改良事業費補助金についてであります。

この事業は、農業用施設の新設改良を行うことにより、農業経営の省力化、安定化を図る事を目的とした補助金であります。

現在は、弘前市と岩木町が事業を行う者に対して事業費の一部を補助しており、その補助率は事業によって異なっております。また、相馬村は村単独事業として全額村負担で実施しております。

調整方針は、「翌年度に再編する。」で、平成18年度から事業効果を精査し適正な補助率で統一しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

議長（会長） ただいまの説明についてご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ご質問がないようでございますので、それでは次に移ります。

（7）協議第40号 社会福祉関係事業について、事務局から説明してください。

事務局 協議第40号 「社会福祉関係事業について」であります。

まず、1ページの提案文を読み上げます。

社会福祉関係事業について、次のとおり提案する。

1 福祉事務所については、弘前市の例により、合併時に統合する。

2 生活保護については、弘前市の例により、合併時に統合する。

以上が提案内容であります。

次のページをお開きください。

2ページは、福祉事務所事務についてであります。

弘前市は4課体制で福祉事務所を設置しており、岩木町と相馬村は中南地方健康福

祉こどもセンター福祉部が取り扱っております。

福祉事務所は社会福祉法に基づき設置されるもので、市部においては設置しなければならないことになっております。

調整方針は、「弘前市の例により、合併時に統合する。」で、新市において福祉事務所を設置するものであります。なお、3市町村の福祉に関する窓口業務については、住民の申請、届出等が変化しないように、原則として現行どおりとするものであります。

3ページをお開きください。

生活保護についてであります。

弘前市は弘前市福祉事務所が実施機関となっておりますが、岩木町、相馬村の生活保護の実施機関は中南地方健康福祉こどもセンター福祉部となっております。

調整方針は、「弘前市の例により、合併時に統合する。」で、生活保護に関する事務は、新市の福祉事務所が実施機関となるもので、その実施方法は弘前市の例により統合しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

議長（会長） ただいまの説明についてご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ご質問がございませんので、それでは次に移ります。

（8）協議第41号 障害者福祉関係事業について、事務局から説明してください。

事務局 協議第41号 「障害者福祉関係事業について」であります。

まず、1ページの提案文を読み上げます。

障害者福祉関係事業について、次のとおり提案する。

1 重度医療制度については、弘前市・相馬村の例により、平成18年度に統合する。

2 福祉読本「心をひらく」については、弘前市の例により、平成18年度に統合する。

以上が提案内容であります。

次のページをお開きください。

重度医療制度についてであります。

現在は、3市町村とも実施しているものの所得制限の適用が異なっております。

調整方針は、「弘前市・相馬村の例により、翌年度に統合する。」で、平成18年度から県補助要綱に基づく所得制限を適用しようとするものであります。

3ページをお開きください。

福祉読本「心をひらく」作成配布についてであります。

現在は、弘前市のみで実施しているもので、福祉の心を育み、ノーマライゼーションを実施できる力を養うことを目的に、福祉読本として授業で活用できるように小学

校3年生全員に配布しております。

調整方針は、「弘前市の例により、翌年度に統合する。」で、平成18年度から新市の全ての小学校3年生に配布しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

議長（会長） ただいまの説明についてご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ないようでございます。

それでは次に（9）協議第42号 高齢者福祉関係事業について、事務局から説明してください。

事務局

協議第42号 「高齢者福祉関係事業について」であります。

まず、1ページの提案文を読み上げます。

高齢者福祉関係事業について、次のとおり提案する。

1 老人福祉センターの管理運営については、平成20年度をめぐりに再編する。

2 敬老会事業については、平成20年度をめぐりに再編する。

以上が提案内容であります。

次のページをお開きください。

2ページは、老人福祉センターの管理運営についてであります。

現在は、弘前市に5箇所、相馬村に1箇所の老人福祉センターを設置しており、弘前市はすべて管理運営を委託しており、相馬村は村が直営で管理しております。

弘前市の5箇所のうち2箇所については入浴施設を有しておりまして、60歳以上の方は無料となっております。

相馬村は、65歳以上の方について年間104回まで入浴料及び休憩料を無料としております。

なお、弘前市、相馬村とも市あるいは村の内外で入浴料や施設使用料に差を設けております。

調整方針は、「合併後、平成20年度をめぐりに再編する。」で、老人福祉センターの管理運営及び使用料については、平成20年度をめぐりに再編しようとするものであります。また、弘前市、相馬村の内外の使用料の格差は、新市においては、新市の内外の区分にするものであります。

3ページをお開きください。

敬老会事業についてであります。

現在は、対象者を弘前市と岩木町では75歳以上、相馬村では70歳以上としております。また、弘前市は社会福祉協議会での事業実施へ補助金を交付しており、岩木町では町直営で実施、相馬村は社会福祉協議会への委託事業となっております。

調整方針は、「合併後、平成20年度をめぐりに再編する。」で、合併時は、現行どおりとするものの、平成20年度をめぐりに、対象者及び実施主体を再編しようとする

るものであります。

以上で説明を終わります。

議長（会長）

ただいまの説明についてご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

（なしの声）

議長（会長）

ないようでございます。

それでは次に（１０）に移ります。

（１０）協議第４３号 児童母子福祉関係事業について、事務局から説明してください。

事務局

協議第４３号 「児童母子福祉関係事業について」であります。

まず、１ページの提案文を読み上げます。

児童母子福祉関係事業について、次のとおり提案する。

- １ 保育料の徴収基準については、平成１８年度に再編する。
- ２ 児童館の管理運営については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- ３ 放課後児童クラブについては、現行どおり新市に引き継ぐ。
- ４ 乳幼児医療費給付事務については、弘前市の例により、平成１８年度に統合する。
- ５ ひとり親家庭等医療事務については、相馬村の例により、平成１８年度に統合する。

以上が提案内容であります。

２ページをお開きください。

保育料徴収基準についてであります。

現在は、３市町村でそれぞれ異なった徴収基準を設定しております。

調整方針は、「翌年度に再編する。」で、１８年度から統一した基準を適用しようとするものであります。

３ページに国及び各市町村の徴収基準、各種軽減措置等の現況と調整案を示しております。

階層区分は１０区分、年齢区分は３歳未満児・３歳以上児の２区分、軽減措置等についてはそれぞれ資料のとおりとしようとするものであります。

なお、階層区分毎の具体的な金額は、合併時まで調整するものです。

４ページをお開きください。

児童館管理運営事業についてであります。

現在は、弘前市では２３ヶ所の児童館を設置し、１９ヶ所は管理運営を社会福祉法人に委託し、４ヶ所は直営で運営しております。岩木町は１ヶ所を直営で運営し、相馬村では設置しておりません。また、使用料は弘前市、岩木町とも原則として徴収しておりませんが、弘前市の４つの児童館では、周辺に保育園がなく保育型児童館として運営していることから使用料を徴収しております。

調整方針は「 現行どおり新市に引き継ぐ」で、現行どおり新市に引き継ぎ、管理運営及び使用料については、新市において検討しようとするものであります。

5 ページをお開きください。

放課後児童クラブについてであります。

現在は、3市町村18ヶ所で開催しておりますが、開設時間及び指導員の身分並びに報酬が異なっております。

調整方針は、「 現行どおり新市に引き継ぐ」で、現行どおり新市に引き継ぎ、開設時間及び指導員の身分並びに報酬については、合併時まで調整しようとするものであります。

6 ページをお開きください。

乳幼児医療費給付事務についてであります。

3市町村とも県補助要綱に基づき事業を実施しているものですが、岩木町、相馬村では県補助要綱に定める所得制限を適用せず、町村単独で給付しております。

調整方針は、「 弘前市の例により、翌年度に統合する。」で、平成18年度から県補助要綱に定める所得制限を適用しようとするものであります。

7 ページをお開きください。

ひとり親家庭等医療事務についてであります。

3市町村とも県補助要綱に基づき実施しているものですが、岩木町では県補助要綱に定める所得制限を適用せず、町単独で給付しております。また、請求期限について異なっております。

調整方針は、「 相馬村の例により、翌年度に統合する。」で、平成18年度から県補助要綱に定める所得制限を適用し、請求期限を診療月の翌月から2年にしようとするものであります。

以上で説明を終わります。

議長（会長） ただいまの説明についてご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ないようですので、それでは次に（11）協議第44号 健康推進関係事業について、事務局から説明してください。

事務局 協議第44号 「健康推進関係事業について」であります。

まず提案文を読み上げます。

健康推進関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 乳幼児健康診査については、弘前市の例により、平成18年度に統合する。
- 2 成人健康診査については、平成18年度に再編する。
- 3 各種がん検診については、平成18年度に再編する。
- 4 各種予防接種については、弘前市の例により、平成18年度に統合する。

以上が提案内容であります。

次のページをお開きください。

乳幼児健康診査についてであります。

現在は、それぞれの健診において、対象月齢、実施方法、実施回数が異なっております。自己負担は3市町村とも求めておりません。

調整方針は、「弘前市の例により、翌年度に統合する。」で、平成18年度から乳児健診前期、後期及び2歳児歯科健診は個別健診、1歳6か月児健診、3歳児健診は集団健診とし、2歳児健診は子育て教室や乳幼児訪問事業等で対応しようとするものであります。また、自己負担は現行どおり求めないものであります。

3ページをお開きください。

成人健康診査についてであります。

現在は、3市町村で基本健診、骨粗鬆症検診、肝炎健診を実施しております。女性の健康診査は弘前市のみで実施しております。詳細は4ページに資料を添付しておりますのでご覧ください。

調整方針は「翌年度に再編する。」で、平成18年度から対象、実施方法、自己負担を統一しようとするものであります。

5ページをお開きください。

各種がん検診についてであります。

現在は、3市町村とも6種類のがん検診を実施しておりますが、対象者、実施方法、自己負担が一部異なっております。詳細は6ページに資料を添付しておりますのでご覧ください。

調整方針は、「翌年度に再編する。」で、平成18年度から対象者、実施方法、自己負担を統一しようとするものであります。

7ページをお開きください。

予防接種についてであります。

現在は、3市町村で対象者、自己負担は同一ですが、接種方法が異なっております。

調整方針は、「弘前市の例により、翌年度に統合する。」で、平成18年度から「ポリオ」、「二種混合」は集団接種とし、他は個別接種にしようとするものであります。また、「インフルエンザ」を除く、乳幼児や児童の予防接種の自己負担は現行どおり求めないものであります。

以上で説明を終わります。

議長（会長）

ただいまの説明について質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

（なしの声）

議長（会長）

ないようですので、それでは次に移ります。

（12）協議第45号 建設関係事業について、事務局から説明してください。

事務局

協議第45号 「建設関係事業について」であります。

まず、1ページの提案文を読み上げます。

建設関係事業について、次のとおり提案する。

1 市道認定について

(1) 3市町村の管理する市町村道は、すべて市道として新市に引き継ぐ。

(2) 市道の認定基準については、弘前市の例による。

2 建設事業用地取得については、現行どおり新市に引き継ぐ。

ただし、単独事業の用地取得については、平成20年度をめぐりに再編する。

3 道路除排雪対策について

(1) 道路除雪事業については、平成21年度をめぐりに再編する。

(2) 消融(流)雪溝の維持・管理については、平成21年度をめぐりに再編する。

4 私道の整備事業については、弘前市の例により、平成18年度に統合する。

以上が提案内容であります。

詳細についてご説明いたしますので、次のページをお開きください。

2ページは、市道認定についてであります。

現在は、弘前市は道路認定基準要綱に基づき、認定事務を行っており、岩木町と相馬村は認定基準を定めていません。

調整方針は、「弘前市の例により合併時に統合する。」で、合併後は弘前市の要綱に基づき、認定事務をしようとするものであります。

なお、3市町村の管理する市町村道は、道路法の定めによりすべて市道として新市に引き継ぐこととなります。

3ページをお開きください。

建設事業用地取得についてであります。

現在は、用地取得、補償単価設定について、ほぼ統一されておりますが、単独事業の用地取得単価については、3市町村で違いがあります。

調整方針は、「現行どおり新市に引き継ぐ。」で、補助事業の用地取得と補助事業・単独事業の支障物件補償基準については現行どおりとし、単独事業の用地取得については3市町村の実情を考慮し、平成20年度から再編しようとするものであります。

4ページをお開きください。

道路除雪事業についてであります。

現在は、除雪体制の出動基準、契約単価、契約方式に違いがあり、除雪方法でも直営の場合と委託除雪とあり、また、小型除雪機貸し出しや除雪事業補助金にも違いがあります。

調整方針は、「平成21年度をめぐりに再編する。」で、合併後は、現行どおり住民サービスを維持し、平成21年度までに新市道路除雪計画を作成し除雪体制等を再編しようとするものであります。ただし、その際は住民サービス並びに財政負担等を十分考慮して再編するものであります。

5ページをお開きください。

消融(流)雪溝の維持・管理についてであります。

現在は、3市町村の維持管理体制に大きな違いがあり、財政負担を考慮すると地域住民の協力が不可欠と考えます。

調整方針は、「平成21年度をめぐりに再編する。」で、合併後は3市町村の施設状況の把握と維持管理の体制づくりと住民への周知期間等を考慮し、平成21年度をめぐりに利用者負担の検討も併せて統一しようとするものであります。

6ページをお開きください。

私道の整備事業についてであります。

現在は、弘前市は私道整備要綱、岩木町は補助金交付規則に基づき実施しており、相馬村では未実施となっております。

調整方針は、「弘前市の例により翌年度に統合する。」で、これまでの実績を考慮し、弘前市の例により平成18年度から、新市が工事費の7割を負担し、地元負担を3割で統一しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

議長（会長） ただいまの説明についてご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ないようですので、それでは次に入ります。

（13）協議第46号 都市計画関係事業について、事務局から説明してください。

事務局 協議第46号 「都市計画関係事業について」であります。

まず、1ページの提案文を読み上げます。

都市計画関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 都市計画区域及び区域区分については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 2 開発許可における開発指導要綱については、弘前市の例により、合併時に統合する。
- 3 弘前公園の管理運営については、現行どおり新市に引き継ぐ。

以上が提案内容であります。

詳細についてご説明いたしますので、2ページをお開きください。

2ページは都市計画の策定及び決定に関する事務についてであります。

各自治体の現況では、各市町村の行政区域、都市計画区域、都市計画区域外のそれぞれの面積を示しております。

弘前市と岩木町は、行政区域内を、都市計画区域と都市計画区域外に区分しております。そして、さらに、都市計画区域内を市街化区域と市街化調整区域に区分しており、この区分のことを都市計画法の中では「区域区分」とされております。いわゆる「線引き制度」のことです。相馬村は、都市計画区域を指定しておりませんので、全域が都市計画区域外の取扱いとなっております。

調整内容は、都市計画区域及び区域区分については、現行どおり新市に引き継ぐこととし、新都市計画マスタープランの策定時において総合的な土地利用の方針を検討するものであります。

次に3ページをお開きください。

3 ページは、開発許可制度に関する事務についてであります。

各自治体の現況で示しておりますとおり、弘前市は県からの権限移譲団体であり、岩木町、相馬村は県への進達事務を行っております。合併後は全域が権限移譲となります。

開発許可における開発指導要綱については、各市町村において都市計画区域や区域区分の有無、要綱の違いがあることから、整合を図る必要があります。

調整内容は、開発指導要綱は、弘前市の例により、合併時に統合するものであります。

4 ページ目をお開きください。

4 ページは弘前公園管理運営事業についてであります。

弘前公園に関する内容と主な施設・管理運営・使用料・減免制度等の一覧を示しております。

調整内容は、現行どおり新市に引き継ぎ、使用料の減免制度等につきましては、新市においても現行どおり適用するものであります。

以上で説明を終わります。

議長（会長） ただいまの説明について質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ないようでございます。

以上、第4回協議会での協議事項、協議第34号から協議第46号までの13件について、説明を申し上げました。

1件ずつについてご質問を受けてきましたが、全体をとおして何かご質問がございましたらお受けいたします。ご質問ございませんか。

（なしの声）

議長（会長） ご質問がないようでございます。

それでは本日の会議は以上をもって終了いたします。

次の協議会は、2月13日に弘前市民会館で開催をいたしますので、よろしくお願いいたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局長 本日の協議会は以上をもちまして終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。